

(施策評価表48)

【施策番号Ⅲ-9-②-4】

取組みの方向性	安心を実現する	戦略	【戦略9】人が人として互いに尊重される安全安心な熊本 ～一人ひとりを大切にし、一人ひとりが大切にされる、 安全安心な社会を実現します～	主な施策	◆消費者のくらしを守る ～消費者保護対策の強化～
			②安全安心な社会の構築		

1 取組内容	2 主な事業	担当課	H25予算(千円) H24決算(千円)	3 平成24年度の主な成果	4 平成25年度の推進方針・推進状況	5 施策を推進する上での課題	6 今後の方向性
<p>・住民に身近な市町村における消費者行政の推進を図るため、広域連携などによる消費生活相談機能の強化や、高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワーク構築を支援します。</p>	地方消費者行政活性化事業	消費生活課	43,716 98,011	<p>・県内市町村における消費生活センター、相談窓口の設置を進めた結果、14市すべてに消費生活センターが、31町村すべてに相談窓口が設置された。</p> <p>・上益城4町による広域連携が実現し、4町への相談件数がH23年度の16件から224件と増加した。</p>	<p>・住民にとって最も身近な存在である市町村で安心して消費生活相談することができ、その抱える様々な課題を解決できるよう、市町村における相談機能の強化の支援を引き続き進めるとともに、必要に応じて広域連携の取組みも行う。</p> <p>・H25年4月1日から高森町・南阿蘇村の2町村における広域連携窓口が開設された。</p>	<p>・市町村によっては、十分な相談体制を整備することが困難な場合があり、このような課題を解決するためには、それぞれの市町村ごとに違う地域の状況や消費者行政・相談体制の状況を把握することが必要である。</p>	<p>・市町村ごとの消費者行政・相談体制の状況を把握し、それぞれの市町村又は地域に適した支援策を実施していく。</p>
	<p>・学校・地域における消費者教育・啓発の推進や事業者に対する指導を徹底することにより、消費者被害の未然防止と、適切な対応を図っていきます。</p>	消費生活相談・啓発事業 消費者意識啓発事業	消費生活課	34,257 995	<p>・学校・地域に対して出前講座(224件、熊本県金融広報委員会との連携を含む。)を行ったほか、新たに消費者啓発講座用マニュアル、高校生用消費者教育副教材を作成し、関係者に配布した。消費者教育連絡会議により庁内関係課との連絡調整を行った(2回)。また、「緊急消費者トラブル注意報」等の情報発信(13回)を行った。こうした取組みにより、消費者被害の未然防止につなげることができた。</p>	<p>・消費者被害の未然防止及び消費者の自立を支援するため、消費者教育推進法の趣旨を踏まえ、県消費者教育推進地域協議会を新たに開催するとともに、県消費者教育推進計画の策定に向けた取組みを行うなど、消費者教育を総合的に推進する。</p> <p>・学校や地域における消費者教育・啓発を推進し、支援するとともに、消費者が自ら消費生活に係る知識を習得し、健全な金銭感覚を身につけることができるようにするための情報提供を行う。</p>	<p>・新たな悪質商法による被害の相談事例が増加するとともに、生活全般に係る相談など、相談の分野が広範囲にわたり、複雑化している。また、高度情報化社会の進展の中、新たな情報機器や契約形態が消費者の理解を上回るスピードで次々に出現し、新たな相談事例が発生している。このような事例に対応するため、学校、地域において消費者教育・啓発を推進するとともに、その支援体制を整備することが必要である。</p>
<p>・食品検査体制の充実や食品表示の適正化等に取り組むとともに、県内の食の安全に関する取組みや正確な情報を積極的に提供・発信するなど、食の安全安心の確保に取り組めます。</p>	JAS品質表示等指導事業	くらしの安全推進課	2,354 1,411	<p>・若年層向けの食の安全に係る学習機会の提供として、中学生向けにジュニア食品安全セミナー(1回)を、高校生向けに食品表示に関する出前講座(1回)を実施し、生徒の食の安全等に関する正しい知識の習得に努めた。</p> <p>(第3次食の安全安心推進計画：指標＝講座等の開催回数目標値2回→実績2回)</p>	<p>・若年層向けの学習機会の提供を充実させるため、セミナーや出前講座の実施校を増やす。また、年齢層に応じた教材の開発や学習の進め方の検討を行う。</p> <p>・各種イベントやホームページなどを通じて、食の安全安心に関する県内の取組みの積極的な情報発信や地域での意見交換会を引き続き実施する。</p>	<p>・食品の安全性や県民の食に関する信頼性を高めるため、生産者を含め食品関連事業者のコンプライアンスに対する意識の向上や監視指導、関係者間の相互理解の促進、関係機関等との連携強化、人材育成、高いレベルの検査体制の堅持を図っていく必要がある。</p>	<p>・若年層への学習機会の提供として、中学生や高校生などを対象とした講座等を開催し、食品衛生や食品表示等の食の安全に関する知識の習得等を促進させる。</p>
	食の安全安心確保対策事業	くらしの安全推進課	2,392 1,784	<p>・県をはじめ県内の取組みの積極的な情報発信を行うため、農業フェアや県PTA研究大会等に出展し、パネル展示やクイズ等を実施したことにより、食の安全安心に関する普及啓発に努めた。</p> <p>(第3次食の安全安心推進計画：指標＝イベント等での情報発信回数目標値3回→実績5回)</p>	<p>・老朽化した高精度食品検査機器LCMSMSを更新し、より正確かつ迅速な食品検査を実施する。</p> <p>・熊本県防災情報メールを活用し、海外における悪性家畜伝染病の発生情報等の迅速な情報提供に努め、農家の防疫意識の向上に努める。</p>	<p>・家畜伝染病防疫対応について、引き続き、異常家畜の早期発見・早期通報、消毒の徹底を周知するとともに、迅速・的確な初動防疫対応のための職員の能力向上が必要である。</p>	<p>・熊本県防災情報メールを活用した迅速な情報提供や隣接県等と協力した危機管理情報共有システムの構築など、防疫対策の精度の向上に引き続き取り組んでいく。</p>
	食品検査体制整備事業	くらしの安全推進課	15,868 11,425				
	家畜伝染病防疫対策事業	畜産課	54,596 71,403	<p>・食の安全安心推進条例に基づき、主な県産農林水産物31種類101検体について、約400種類の残留農薬等を検査した。</p>	<p>・家畜保健衛生所の施設整備によるバイオセキュリティの確保、防疫資材等の備蓄強化、防疫演習等の実施による職員の能力向上など、防疫体制の更なる強化に努める。</p>	<p>・家畜保健衛生所における病原体散逸防止対策として、バイオセキュリティ確保のため、家畜保健衛生所の施設整備が必要である。</p>	<p>・中央家畜保健衛生所整備に取り組むとともに、他家畜保健衛生所の施設について整備に取り組むための準備を実施する。</p>
	家畜保健衛生所基盤強化事業	畜産課	2,588 1,686				
	家畜保健衛生所施設整備事業	畜産課	44,030 0	<p>・毎月20日を「くまもと家畜防疫の日」に制定し、県下一斉消毒の実施など、防疫対策の周知徹底を図り、悪性家畜伝染病の予防に努めた。</p>	<p>・市町村における相談機能強化の支援を引き続き進め、必要に応じて広域連携の取組みを実施(H25.4より高森町・南阿蘇村における広域連携窓口開設)。</p>	<p>・市町村ごとに異なる地域の状況や消費者行政・相談体制の状況把握。</p>	<p>・市町村ごとの消費者行政・相談体制状況を把握し、市町村又は地域に適した支援策を実施。</p>
	家畜衛生管理指導事業	畜産課	32,893 36,981				
	薬事監視事業	畜産課	1,070 938	<p>・熊本、宮崎、鹿児島、南九州三県合同防疫演習を実施し、県境においては、原則、未発生県で消毒ポイントを設置すること、あるいは状況に応じて合同で消毒ポイントを設置することなど効率的、効果的な防疫対応について合意した。</p>	<p>●消費者教育・啓発の出前講座やマニュアル・教材の配布などの情報発信を実施。</p> <p>●若年層の理解促進をはじめとした食の安全安心に関する普及啓発と、防疫対策の県下・周辺県との周知・連携を促進。</p>	<p>●広範・複雑化している消費者被害の事例に対応するための消費者教育・啓発の推進と、その支援体制の整備。</p> <p>●食品の安全性や県民の食に関する信頼性を高めるための体制の堅持や、防疫対策に関する職員の能力向上及び施設整備。</p>	<p>●県消費者教育推進計画に基づき、各団体と連携し消費者教育・啓発を総合的に推進。</p> <p>●食の安全に関する情報提供や安全安心確保に関する取組みの推進と防疫対策の向上。</p>
	家畜伝染病危機管理情報システム構築事業	畜産課	462 7,537				
	主な施策のまとめ				<p>●県内14市すべてに消費生活センター、31町村すべてに相談窓口が設置。また、上益城4町による広域連携が実現し、4町への相談件数がH23年度の16件から224件と増加。</p> <p>●消費者教育・啓発の出前講座やマニュアル・教材の配布などの情報発信を実施。</p> <p>●若年層の理解促進をはじめとした食の安全安心に関する普及啓発と、防疫対策の県下・周辺県との周知・連携を促進。</p>	<p>●市町村における相談機能強化の支援を引き続き進め、必要に応じて広域連携の取組みを実施(H25.4より高森町・南阿蘇村における広域連携窓口開設)。</p> <p>●消費者教育推進法の趣旨を踏まえ、消費者教育を総合的に推進するための取組みを実施。</p> <p>●食の安全安心に関する取組みの情報発信を積極的に推進。また、職員の能力向上など、防疫体制の更なる強化を実施。</p>	<p>●市町村ごとに異なる地域の状況や消費者行政・相談体制の状況把握。</p> <p>●広範・複雑化している消費者被害の事例に対応するための消費者教育・啓発の推進と、その支援体制の整備。</p> <p>●食品の安全性や県民の食に関する信頼性を高めるための体制の堅持や、防疫対策に関する職員の能力向上及び施設整備。</p>